

定 款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 当法人は、一般社団法人新協美術会と称する。

(事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を東京都豊島区に置く。

(目 的)

第2条 当法人は、既成概念にとらわれない独自性を求める作家をもって組織し、個性ある美術の創造につとめることを目的とする。

当法人は、上記目的を達成するため次の事業を行う。

1. 展覧会の開催
2. 講習会・講演会・研究会等の開催、出版物の刊行
3. 当法人の内外関係者相互の連絡と親睦を図るための会報の発行や催事の開催
4. その他、当法人の目的を達成するために必要と認められる事業

(機 関)

第3条 当法人は、当法人の機関として社員総会及び理事のほか、理事会及び監事を置く。

第2章 社 員

(法人の構成員)

第5条 当法人は、正会員、準会員及び賛助会員をもって構成する。

- ② 前項の構成員のうち、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。
- ③ 正会員は、別に定める要件を満たす者のうち、理事2名以上の推挙を受け、理事会において承認された者とする。
- ④ 準会員は、当法人の目的を遵守して当法人に加入する美術作家であり、理事会において承認された者とする。
- ⑤ 賛助会員は、当法人の目的に賛同して、外部から当法人を支援する個人

または団体とし、理事会において承認された者とする。

⑥ 当法人の構成員に関する細則は、別途理事会において定める。

(会員の資格の取得)

第6条 当法人の正会員、準会員及び賛助会員は、理事会の承認を得て資格を取得する。

(経費の負担)

第7条 当法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、正会員、準会員及び賛助会員は、別に定める年会費等を支払う義務を負う。

(任意退会)

第8条 正会員、準会員及び賛助会員は、退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 正会員、準会員及び賛助会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって除名することができる。

1. この定款その他の規則に違反したとき
2. この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
3. その他除名すべき正当な事由があるとき

(資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、正会員、準会員及び賛助会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

1. 第7条の支払い義務を2年以上履行しなかったとき
2. 社員総会の決議がなされたとき
3. 当該正会員、準会員及び賛助会員が死亡し、又は当法人が解散したとき

第3章 社員総会

(構成)

第11条 社員総会は、すべての社員をもって構成する。

(権限)

第12条 社員総会は、次の事項について決議する。

1. 正会員、準会員及び賛助会員の除名
2. 理事及び監事の選任又は解任

3. 理事及び監事の報酬等の額
4. 貸借対照表及び損益計算書等の承認
5. 定款の変更
6. 不可欠特定財産の処分の承認
7. その他法令又はこの定款で定められた事項

(開 催)

第13条 社員総会は、定時社員総会として毎事業年度の終了後3ヶ月以内に開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招 集)

第14条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき第20条に定める会長が招集する。

- ② 総社員の議決権の10分の1以上の議決権を有する社員は、会長に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

(議 長)

第15条 社員総会の議長は、会長又は会長が指名する理事がこれに当たる。

(議決権)

第16条 社員総会における議決権は、社員1名につき1個とする。

(決 議)

第17条 社員総会の決議は、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

- ② 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。
 1. 正会員、準会員及び賛助会員の除名
 2. 監事の解任
 3. 定款の変更
 4. 解散
 5. 不可欠特定財産の処分
 6. その他法令で定められた事項
- ③ 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第20条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議決権の代理行使・書面による議決権行使)

第18条 やむを得ない理由のため、社員総会に出席できない社員は、予め通知された事項について、書面か電磁的記録によって又は社員の中から選任した代理人によって議決権を行使することができる。

(議事録)

第19条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

② 議長並びに議事録署名人は、前項の議事録に記名押印する。

第4章 役員

(役員の設定)

第20条 当法人に、次の役員を置く。

1. 理事 3名以上30名以内。
 2. 監事 1名以上3名以内。
- ② 理事のうち1名を会長とする。

会長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とする。

(役員を選任)

第21条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

② 会長は、理事会の決議によって理事の中から選任する。

(理事の職務及び権限)

第22条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定める職務を執行する。

② 会長は、当法人を代表し、当法人の運営全般を総理し、その業務を執行する。

(監事の職務及び権限)

第23条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

② 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況を調査することができる。

(役員任期)

第24条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

② 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。但し、最長8年を限度とする。

③ 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

④ 理事又は監事は、第20条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第25条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第26条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、社員総会において定める総額の範囲内で、社員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(名誉職)

第27条 当法人に、名誉職として名誉会長、常任顧問、顧問、常任相談役、相談役を置くことができる。

② 名誉職は理事会において審議し、その承認を得て会長がこれを委嘱する。

③ 名誉職は、当法人の運營業務に関し、会長に対し意見を述べることができる。

第5章 理事会

(構成)

第28条 当法人に理事会を置く。

② 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第29条 理事会は、次の職務を行う。

1. 当法人の業務執行の決定
2. 理事の職務執行の監督
3. 会長の選定及び解職

(招 集)

第30条 理事会は、会長が招集する。

(決 議)

第31条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第31条-2 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りでない。

(報告の省略)

第 31 条-3 理事、監事が、理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。

(議事録)

第32条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

② 会長並びに出席監事は、前項の議事録に記名押印する。

第 6 章 顕 彰

(顕彰)

第33条 理事その他の役員並びに当法人の構成員で、特に当法人及び地域社会の発展に貢献した者は、当法人内に別に設ける顕彰委員会において調査、選考のうえ、会長の承認を得て顕彰する。

第 7 章 資 産 及 び 会 計

(事業年度)

第34条 当法人の事業年度は、毎年8月1日に始まり翌年7月31日に終わる。

(剰余金の不配当)

第35条 当法人は、剰余金の配当はしないものとする。

(事業計画及び収支予算)

第36条 当法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、会長が作成し、理事会の決議を経て、社員総会の承認を受けなければならない。

② これらの書類については、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第37条 事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を得た上で、定時社員総会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第6号までの書類については、承認を受けなければならない。

1. 事業報告
2. 事業報告の附属明細書
3. 貸借対照表
4. 損益計算書 (正味財産増減計算書)
5. 貸借対照表及び損益計算書 (正味財産増減計算書)の附属明細書
6. 財産目録

② これらの資料及び当法人運営に関わる資料はすべて一般の閲覧に供するものとする。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第38条 定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

(解 散)

第39条 当法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第40条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第41条 当法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に提示する方法による。

第10章 附 則

以下、略

平成28年10月24日一部改正

平成30年3月一部改正

令和3年9月一部改正

一般社団法人 新協美術会 定款

定款準則 規約

平成25年4月18日	定款作成
平成28年10月	一部改正
平成30年3月	一部改正
令和3年10月	一部改正